

大田原市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

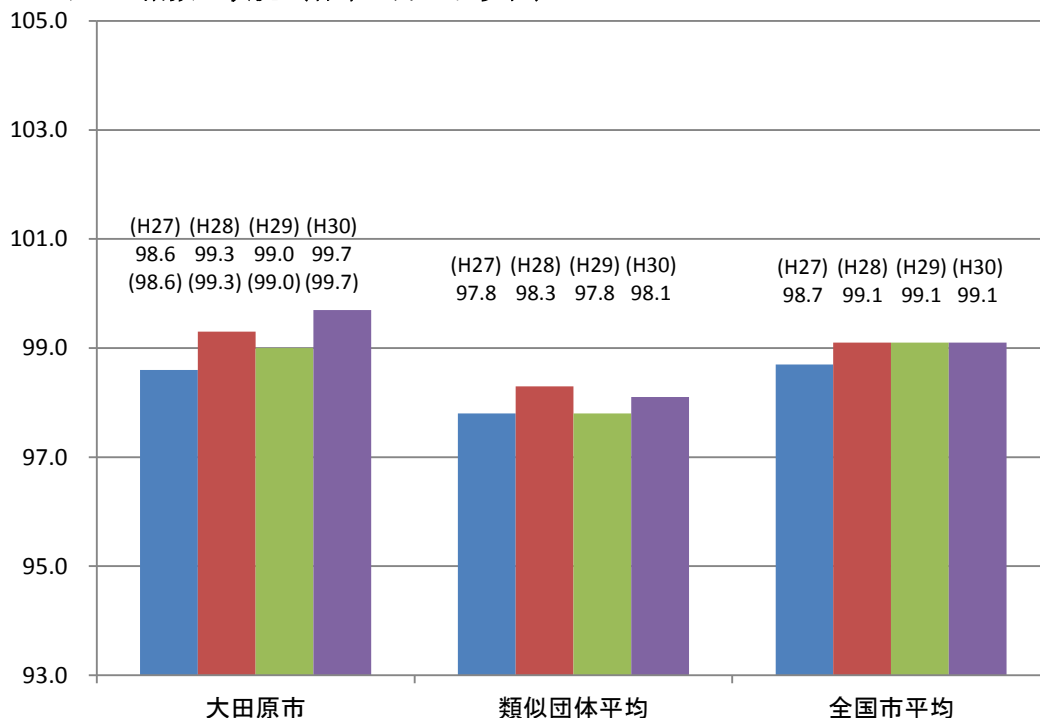
区分	住民基本台帳人口 (平成30年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 28年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
29年度	71,908	34,007,614	446,363	4,890,941	14.4	14.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費 B				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり給 与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
29年度	521	1,944,073	411,183	812,294	3,167,550	6,080	5,833

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員等の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸級月額を100として計算した指数です。
 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)□
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
29年度	411,350 円	410,719 円	631 円 (0.15%)	0.20 %	0.20 %	0.20

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
29年度	4.42 月	4.30 月	0.12 月	0.10 月	4.40 月	4.40 月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給割合」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

①給料表の見直し

[**実施** 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均1.8%引下げ。1級(全号給)及び2級12号給までは引下げを行わない。3級以上の級の高位号給については、最大で4%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

技能労務職給料表についても、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

(支給割合) 国基準は6.0%(平成28年度は4.0%、平成29年度以降は6.0%)

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。平成27年度は国基準と同じ4.0%。平成28年度は引上げを行わず平成29年度に国基準まで支給割合を上げた。

(参考)

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後			
国基準による支給割合	3.0%	4.0%	5.0%	6.0%	6.0%	6.0%
大田原市の支給割合	3.0%	4.0%	4.0%	4.0%	6.0%	6.0%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(管理職員が災害への対処等の臨時・緊急の場合によりやむを得ず平日深夜(午前0時から午前5時までの間)に勤務した場合に新たに管理職員特別勤務手当を支給することとした。)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成30年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
大田原市	40.2 歳	309,623 円	377,580 円	352,424 円
栃木県	43.0 歳	334,014 円	408,771 円	366,521 円
国	43.5 歳	329,845 円	—	410,940 円
類似団体	41.7 歳	313,147 円	376,570 円	344,720 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
大田原市	52.0 歳	47 人	305,364 円	342,560 円	330,983 円	—	—	—	—
うち用務員	50.3 歳	24 人	298,179 円	330,408 円	325,037 円	用務員(男女)	55.1 歳	226,700 円	1.46
うち自動車運転手	48.3 歳	6 人	298,333 円	362,541 円	330,808 円	自家用乗用自動車運転者(男女)	55.6 歳	207,200 円	1.75
栃木県	53.2 歳	245 人	345,058 円	389,942 円	370,648 円	—	—	—	—
国	50.7 歳	2,553 人	286,817 円	—	328,637 円	—	—	—	—
類似団体	53.6 歳	25 人	315,722 円	342,819 円	331,224 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
大田原市	—	—	—
うち用務員	5,481,196 円	2,808,700 円	1.95
うち自動車運転手	5,840,092 円	3,067,600 円	1.90

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成27～29年度の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		大田原市	栃 木 県	国
一般行政職	大 学 卒	179,200 円	185,800 円	179,200 円
	高 校 卒	147,100 円	151,500 円	147,100 円
技能労務職	高 校 卒	146,000 円	149,200 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成30年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	254,772 円	350,483 円	383,540 円	413,800 円
	高校卒	- 円	- 円	357,057 円	387,850 円
技能労務職	高校卒	- 円	292,350 円	323,420 円	334,550 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円	- 円

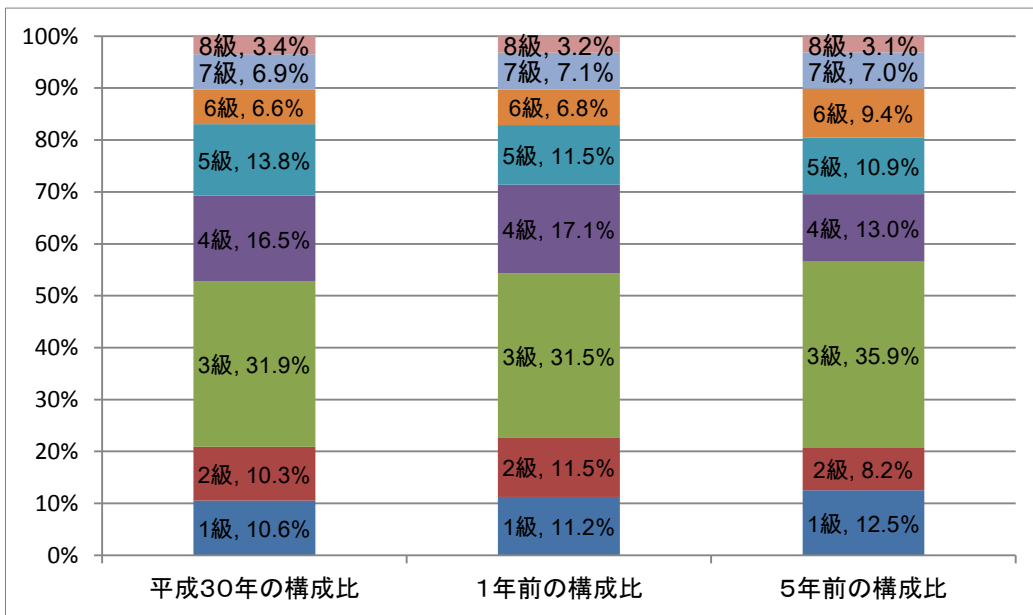
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、技師等	43 人	10.6 %	144,100 円	247,600 円
2 級	主任主事等	42 人	10.3 %	194,000 円	304,200 円
3 級	主査	130 人	31.9 %	230,000 円	350,000 円
4 級	係長、主査	67 人	16.5 %	263,000 円	381,000 円
5 級	主幹、副主幹	56 人	13.8 %	288,900 円	393,000 円
6 級	課長、総括主幹等	27 人	6.6 %	319,200 円	410,200 円
7 級	課長等	28 人	6.9 %	362,900 円	444,900 円
8 級	部長等	14 人	3.4 %	408,100 円	468,600 円

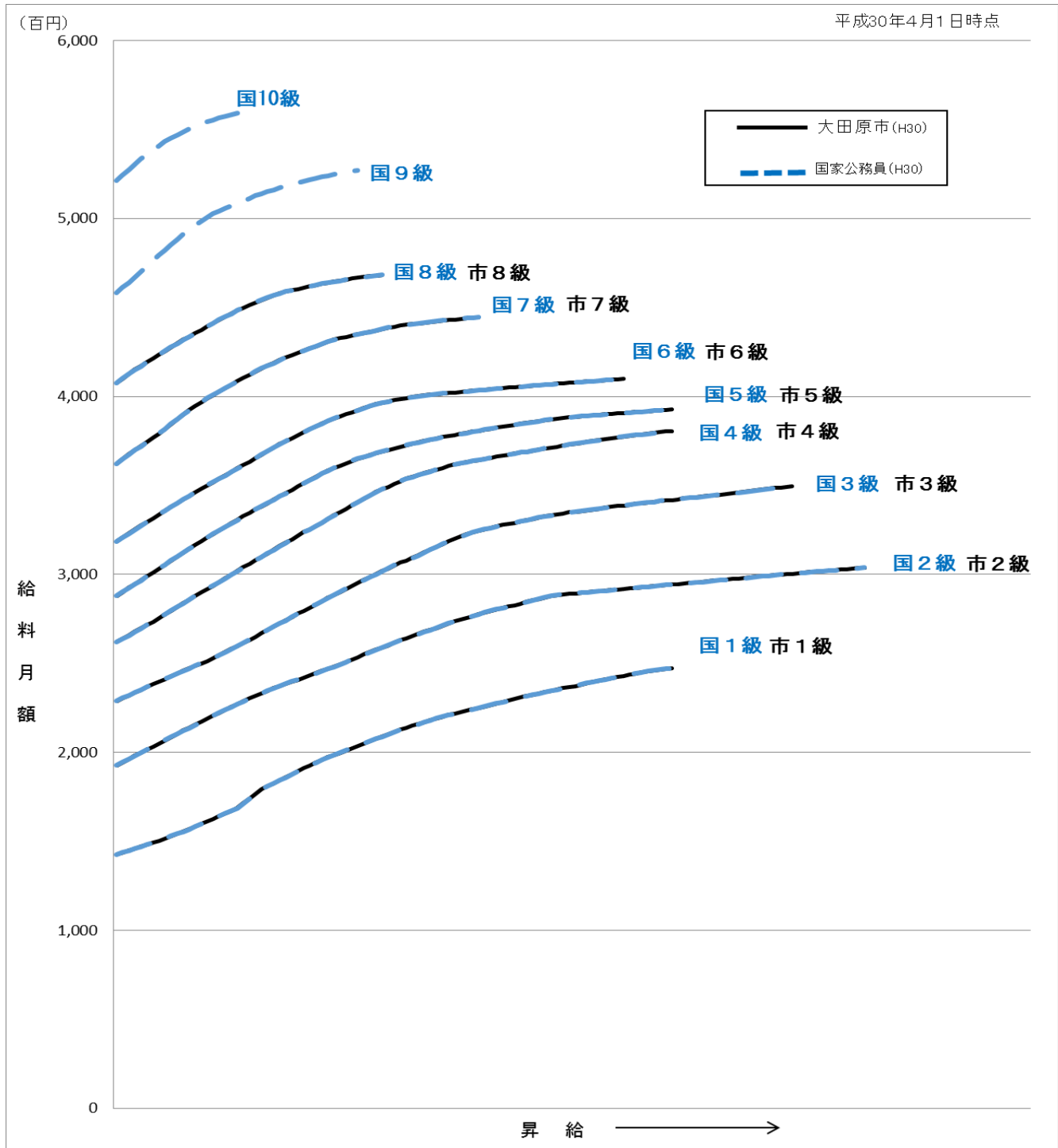
(注) 1 大田原市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成21年4月に7級制から8級制に変更(旧給料表の6級を6級、7級に分化)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成30年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（大田原市）

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準、の区分				
標準、下位の区分		○		
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大田原市	栃木県	国
1人当たり平均支給額(29年度) 1,563 千円	1人当たり平均支給額(29年度) 1,735 千円	—
(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45)月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～22%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（大田原市）

平成30年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な区分	支給実績がある区分	支給可能な区分	支給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分		○		
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（平成30年4月1日現在）

大田原市				国			
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）				その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）			
1人当たり平均支給額		— 千円	22,364 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当

(平成30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)		133,891 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		227,707 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
大田原市	6 %	588 人	6 %

(4) 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

支給実績(29年度決算)		1,269 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		15,104 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度)		14.3 %		
手当の種類(手当数)		9		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(29年度決算)	左記職員に対する支給単価
市税事務従事手当	市税事務に従事する職員	市税の賦課に関する調査、検査事務に従事	198 千円	日額 300円 (月額3,000円を限度)
		市税の徴収事務に従事	0 千円	日額 400円 (月額4,000円を限度)
徴収事務従事手当	徴収事務に従事する職員	市税外収入金の滞納及び未納整理に係る徴収事務に従事	107 千円	日額 400円 (月額4,000円を限度)
伝染病防疫作業従事手当	伝染病防疫作業に従事する職員	その作業に従事したとき	0 千円	日額 500円
行旅病人及び行旅死亡人収容作業手当	福祉事務所に勤務する職員	行旅病人の収容処置に従事したとき	0 千円	1回 1,000円
		行旅死亡人の収容処置に従事したとき	0 千円	1回 3,000円
社会福祉事業従事手当	福祉事務所に勤務する職員	社会福祉事務の現業に従事したとき	324 千円	月額 3,000円※
用地取得等交渉業務従事手当	用地取得等の交渉事務に従事する職員	その業務に従事したとき	136 千円	日額 300円
犬猫死体処理及び捕獲犬処理従事手当	生活環境課、支所の担当課に勤務する職員	その作業に従事したとき	38 千円	日額 300円
危険を伴う業務従事手当	地上7m以上、地下3m以上の高所、深所及び下水道管渠内で業務に従事する職員	その作業に従事したとき	9 千円	日額 300円
道路補修等業務従事手当	交通を遮断することなく行う道路維持補修に従事する職員	その作業に従事したとき	373 千円	日額 300円
		道路班長	36 千円	月額 3,000円
		道路副班長	48 千円	月額 2,000円

※30年度からは日額300円(月額3,000円を限度)に改定

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (29 年度 決算)	143,886 千円
職員 1 人 当たり 平均 支給 年 額 (29 年度 決算)	314 千円
支給実績 (28 年度 決算)	160,107 千円
職員 1 人 当たり 平均 支給 年 額 (28 年度 決算)	353 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(29年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (平成30年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 6,500円 (2)子 10,000円 ①満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合の加算額 1人につき 5,000円 (3)父母等 6,500円	同		56,338 千円	238,722 円
住居手当	借家、借間 家賃12,000円以上23,000円以下 家賃額-12,000円 家賃23,000円を超え 55,000円未満 (家賃額-23,000円)×1/2+11,000円 家賃55,000円以上 27,000円	同		23,318 千円	245,458 円
通勤手当	交通機関等利用者 1か月当たりの運賃等相当額が55,000円を限度として支給	同		39,151 千円	79,901 円
	自家用自動車等利用者 (片道) 以上 未満 2km~4km 3,000円 4km~6km 4,200円 6km~8km 5,200円 8km~10km 6,200円 10km~12km 7,100円 12km~14km 8,500円 14km~16km 10,000円 16km~18km 11,000円 18km~20km 12,000円 20km~22km 12,900円 22km~24km 14,300円 24km~26km 15,800円 26km~28km 16,800円 28km~30km 17,800円 30km~32km 18,700円 32km~34km 20,100円 34km~36km 21,600円 36km~38km 22,600円 38km~40km 23,500円 40km~45km 24,400円 45km~50km 26,200円 50km~55km 28,000円 55km~60km 29,800円 60km~ 31,600円	異	(国の距離区分) 以上 未満 2km~5km 2,000円 5km~10km 4,200円 10km~15km 7,100円 15km~20km 10,000円 20km~25km 12,900円 25km~30km 15,800円 30km~35km 18,700円 35km~40km 21,600円 40km~45km 24,400円 45km~50km 26,200円 50km~55km 28,000円 55km~60km 29,800円 60km~ 31,600円		

管理職手当	部長等(8級) 70,000円 行政委員会等事務局長等 (8級) 58,000円 課長等(7級) 52,000円 総括主幹等 (6級) 41,000円 施設長等 (5級) 31,000円 施設長等 (4級) 29,000円	同		46,895 千円	586,183 円
管理職員 特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の 必要その他の公務の運営の 必要により、週休日又は休 日等に勤務した場合 部長等 10,000円 課長等 8,000円 総括主幹等 7,000円 特定の施設長 6,000円 管理職員が災害への対処そ の他の臨時又は緊急の必要 により週休日等以外の日の午 前0時から午前5時までの間 であって正規の勤務時間以 外の時間に勤務した場合 部長等 5,000円 課長等 4,000円 総括主幹等 3,500円 特定の施設長 3,000円	同		318 千円	26,500 円
休日勤務手当	勤務1時間当たり 給与月額×135/100	同		1,328 千円	14,125 円

5 特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給料	市 長 副 市 長	970,000 円 760,000 円	(970,000) 円 (760,000) 円	(参考)類似団体における最高/最低額
				1,015,000 円/ 765,000 円 805,000 円/ 648,000 円
報酬	議 長	485,000 円	(485,000) 円	539,000 円/ 418,000 円
	副 議 長	395,000 円	(395,000) 円	465,000 円/ 375,000 円
	議 員	360,000 円	(360,000) 円	430,000 円/ 360,000 円
期末手当	市 長 副 市 長	(29年度支給割合) 3.30 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(29年度支給割合) 3.30 月分		
退職手当	市 長	栃木県市町村総合事務組合に加入 (算定方式) (1期の手当額) (支給時期)		
	副 市 長	1月につき給料月額 $\frac{42}{100}$ 1月につき給料月額 $\frac{25}{100}$	19,555 千円 9,120 千円	任期毎 任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

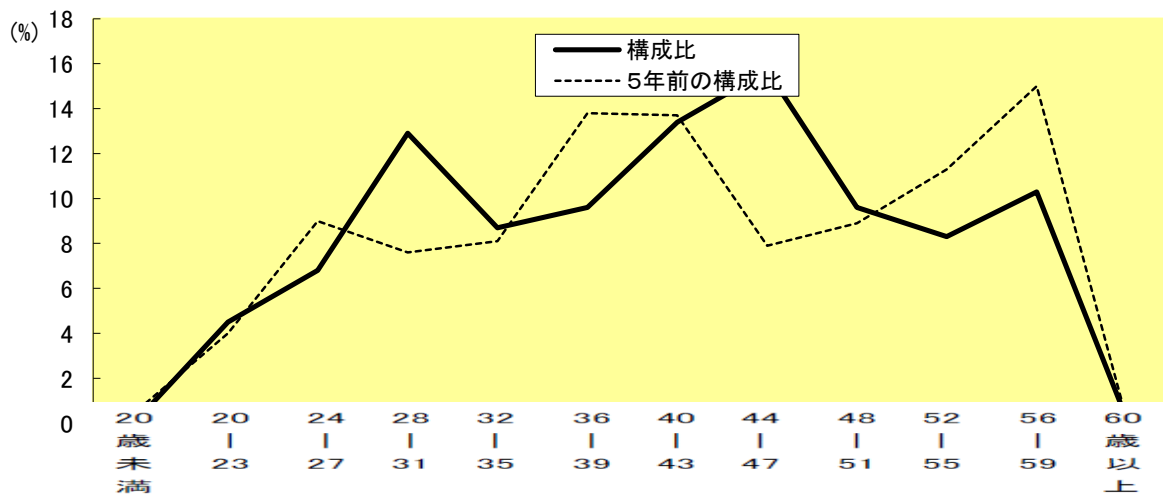
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成29年	平成30年		
普通会計部門	議 会	6	6	0	
	総務企画	133	130	▲ 3	県派遣職員の一部とりやめ
	税 務	38	37	▲ 1	評価替え終了
	民 生	111	111	0	
	衛 生	35	35	0	
	一 般 行 政 部 門 農 林 水 産	2	2	0	
	商 工	31	32	1	農村環境対策係の新設
	土 木	12	12	0	
		57	56	▲ 1	建築住宅業務体制の見直し
	計	425	421	▲ 4	<参考> 人口1万人当たり職員数 58.55 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 58.79 人)
	教育部門	96	92	▲ 4	学校公仕の再任用職員配置
	小 計	521	513	▲ 8	<参考> 人口1万人当たり職員数 71.34 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 75.50 人)
公営企業会計等部門	水 道	9	10	1	勤務条件の改善
	交 通	0	0	0	
	下 水 道	14	14	0	
	そ の 他	38	38	0	
	小 計	61	62	1	
合 計		582 [729]	575 [729]	▲ 7 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 79.96 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
 2 []内は、条例定数の合計です。
 3 平成27年度から教育部門職員数に教育長は含んでいません。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成30年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	1人	26人	39人	74人	50人	55人	77人	90人	55人	48人	59人	1人	575人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年度 部門別	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	439	451	437	424	425	421	95.9
教育	119	111	104	97	96	92	77.3
普通会計	558	562	541	521	521	513	91.9
公営企業等会計	63	62	62	60	61	62	98.4
総合計	621	624	603	581	582	575	92.6

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 28年度の総費用に占 める職員給与費比率
29年度	千円 1,435,263	千円 100,076	千円 53,830	% 3.8	% 3.6

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費15,724千円を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
29年度	人 9	千円 36,003	千円 6,756	千円 15,502	千円 58,261	千円 6,473	千円 6,148

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数は、30年3月31日現在の人数です。
3 市町村平均には、政令指定都市は含まれていません。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成30年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
大田原市	42.1 歳	368,777 円	539,453 円
市町村平均 (政令指定都市を除く)	44.2 歳	341,066 円	511,425 円
事 業 者	- 歳	- 円	- 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水 道 事 業				大田原市(一般行政職)			
1人当たり平均支給額(29年度)				1人当たり平均支給額(29年度)			
1,722 千円				1,563 千円			
(27年度支給割合)				(27年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.6 月分		1.80 月分		2.6 月分		1.80 月分	
(1.45)月分		(0.85)月分		(1.45)月分		(0.85)月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
役職加算 5~15%				役職加算 5~15%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当 (平成30年4月1日現在)

水 道 事 業				大田原市(一般行政職)			
(支給率) 自己都合 応募認定・定年				(支給率) 自己都合 応募認定・定年			
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分		勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分		勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分		最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)				定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)			
1人当たり平均支給額 - 千円 - 千円				1人当たり平均支給額 - 千円 22,364 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

(平成30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)		2,289 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		254 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
大田原市	6 %	10 人	6 %

エ 特殊勤務手当 (平成30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)	— 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	— 千円
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度)	— %
手当の種類(手当数)	0

オ 時間外勤務手当

支給実績(29年度決算)	1,479 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	211 千円
支給実績(28年度決算)	1,139 千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	142 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(29年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当 (平成30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(29年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 6,500円 (2)子 10,000円 ②満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合の加算額 1人につき 5,000円 (3)父母等 6,500円	同		1,536 千円	256,000 円
住居手当	借家、借間 家賃12,000円以上23,000円以下 家賃額-12,000円 家賃23,000円を超え (家賃額-23,000円)×1/2+11,000円 55,000円未満 家賃55,000円以上 27,000円	同		324 千円	324,000 円

通勤手当	交通機関等利用者 1か月当たりの運賃等相当額が55,000円を限度として支給	同		514 千円	64,200 円
	家用自動車等利用者 (片道) 以上 未満 2km～4km 3,000円 4km～6km 4,200円 6km～8km 5,200円 8km～10km 6,200円 10km～12km 7,100円 12km～14km 8,500円 14km～16km 10,000円 16km～18km 11,000円 18km～20km 12,000円 20km～22km 12,900円 22km～24km 14,300円 24km～26km 15,800円 26km～28km 16,800円 28km～30km 17,800円 30km～32km 18,700円 32km～34km 20,100円 34km～36km 21,600円 36km～38km 22,600円 38km～40km 23,500円 40km～45km 24,400円 45km～50km 26,200円 50km～55km 28,000円 55km～60km 29,800円 60km～ 31,600円	同			
管理職手当	課長等(7級) 52,000円	同		615 千円	614,640 円
管理職員 特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合 部長等 10,000円 課長等 8,000円 総括主幹等 7,000円 特定の施設長 6,000円 管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合 部長等 5,000円 課長等 4,000円 総括主幹等 3,500円 特定の施設長 3,000円	同		— 千円	— 円
休日勤務手当	勤務1時間当たり 給料月額×135/100	同		48 千円	11,930 円